

専決処分の報告について
(区立小茂根図書館敷地内の通路で発生した事故に係る示談処理)

1 事故の発生

平成31年1月13日(日)午後8時頃、区立小茂根図書館敷地内の通路にあるツリーサークルの段差に図書館利用者が躓き転倒し、右膝蓋骨を骨折した。

事故の原因は、当該ツリーサークルについて木は伐採されていたものの、地中の根が伸びたことにより周囲の土が隆起し、木を囲むツリーサークルの鉄板の一部が地面から盛り上がり5cm程の段差が生じていたことによる。

なお、事故後、当該箇所は抜根及びツリーサークルを除去し平地化している。

2 示談の相手方

練馬区在住 50歳代男性

3 示談成立年月日

令和元年6月27日

4 示談金額

金34,578円

5 示談の処理

本事故による損害額を被害者に支払い、区と被害者の間に書面に定めるほか何ら債権債務が存在しないことを確認する示談書を取り交わした。

6 支払い

令和元年7月11日、全額を被害者に支払った。

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。